

関西福祉大学大学院 看護学研究科委員会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、関西福祉大学大学院学則第9条第2項の規定に基づき、関西福祉大学大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員等をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の研究指導を担当する研究指導教員
- 2 その他参加できる者
 - (1) 事務局長
 - (2) 研究科長が指名又は要請する者

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学長裁定に関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 研究科委員会は、研究科長が委員長を務め、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるときは、研究科委員会において予め指名された教授がその職務を代行する。

(会議の議決)

第5条 研究科委員会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(事 務)

第7条 研究科委員会の事務は、教務課が処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の運営等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。